

2020年6月8日

関係者各位

愛知県東支部 榑原隆宏
愛知県西支部 渡会武則
愛知県中央支部 田畑良一

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する愛知県3支部合同通達一部制限解除の件

新型コロナウイルス感染拡大防止策につきましては、愛知県3支部チーム関係各位のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月17日付けの愛知県3支部合同通達「新型コロナウイルス感染拡大防止策に関する通達」で5月30日より制限付きの活動再開をしておりますが、愛知県内の学校活動も8日から通常に近い形で再開され、また、県内の新規感染者数も大幅に減少いたしました。

この状況を踏まえ、5月17日付愛知県3支部合同通達を次の通り一部解除いたします。しかしながら、第2波の発生も懸念されますので、引き続き5月14日付連盟通達「5月15日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止策に関する通達」の【遵守事項】を順守いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 一部活動の制限解除

- ① 1日3時間以内、選手20名程度の制限を解除いたします。

なお、引き続き練習時間、内容を工夫していただき、選手が密にならないようご配慮下さい。

- ② 屋内練習場（室内練習場）での練習、ミーティングの禁止を制限付きで解除いたします。

3密にならないよう、人数は20名程度、マスク着用、換気等感染防止に配慮下さい。

- ③ 解除日：2020年6月13日（土）より

2. 遵守事項

5月15日連盟本部通達の【遵守事項】

以上